

2018年～2020年

国際柔道連盟試合審判規定



公益財団法人 全日本柔道連盟

はじめに

世界200カ国でスポーツ競技として、あるいは教育の一手段として愛好されることとなった柔道は、グローバルスポーツのロールモデルの地位を築いたといっても過言ではない。従って、それを支える競技ルールも、国際的な視点で評価され、場合によっては見直されることは必至である。2014年1月1日付で施行された「2016年リオデジャネイロオリンピック」に向けた国際柔道連盟試合審判規定についても、五輪終了後に大きな見直しを迎えるに至ったが、上述した理由を鑑みれば必然とも言える。

ところで、2014年の改定では、試合を観る者の側からルールに変更が加えられることになったことは周知のとおりである。柔道を愛し、深く修行している人にとっては、ポイント差異の殆どない名勝負に触れるにつれ柔道の神秘性や教育性に感銘を受け、更なる柔道の魅力に傾倒していくことになろうが、柔道経験の全く無い者にとっては、ポイントが明確にならない勝敗を理解することは確かに難しい。

スポーツ観戦において「分かる」「楽しい」「エキサイトする」という状況へのニーズは、観るスポーツ文化が広がるにつれて拡大されていくことも時代のうねりである。従って、柔道の試合に求められていることは、「一本」や「ポイント」で決まる展開ということになり、その方向性へ向けて国際試合柔道審判規程に手が加えられてきたことになる。

そのような中、「2020年東京オリンピック」に向けた国際柔道連盟試合審判規程の改定が、リオ終了後に一部変更された同規程の不具合を修正した形で（2018年1月1日施行）遂に発表された。

この事態を受けて、全日本柔道連盟審判委員会では、改定された箇所として明文化された内容を忠実に和訳・検討して、前回の国際柔道連盟試合審判規程（2014-2016）の形式を踏襲した形で、新国際柔道連盟試合審判規定の発刊に至った。

今回の国際柔道連盟試合審判規定発刊によって、柔道家の皆さんが、更に安心して柔道の普及発展のために邁進されることを願って止まない。

全日本柔道連盟 審判委員会委員長
大迫 明伸

目 次

(2018年～2020年)

国際柔道連盟試合審判規定

はじめに

第1条	審判員と役員	3
第2条	主審の位置と任務	3
第3条	副審の位置と任務	3
第4条	審判員の動作	4
第5条	試合の場所（場内）	14
第6条	試合時間	15
第7条	「抑え込み」の時間	15
第8条	試合終了の合図と同時に施された技	15
第9条	試合の開始	16
第10条	立技から寝技への移行/寝技から立技への移行	17
第11条	「待て」の適用	19
第12条	「そのまま」	21
第13条	試合の終了	22
第14条	「一本」	24
第15条	「技あり」	25
第16条	「技あり、合せて一本」	27
第17条	「抑え込み」	27
第18条	禁止事項と罰則	28
第19条	「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」	40
第20条	負傷、疾病、事故	41
第21条	規定に定められていない事態	44
	国内における「少年大会特別規定」	45

◆第1条 審判員と役員◆

原則として、国際試合では、2名の試合者とは異なる国籍の3名の審判員によって裁かれる。団体戦も同様である。抽選により、中立な審判が選出される。

各国連盟の会長、コーチ、ドクター、ナショナルチームの役員、審判理事、もしくは各国における審判選考に関わる者はIJFもしくは大陸連盟によって開催される大会に審判員として参加することはできない。

審判員は、得点表示係、時計係、記録係によって補助される。

試合場にいる主審1名は、テクニカルテーブルに座る2名の副審と無線機により繋がっている。

試合に介入することができるスーパーバイザーもしくは審判委員は、ケアシステムの設置された場所に座り、主審ならびに副審と無線機により繋がっていないとなければならない。尚、介入する際の手順については、第13条6項に従う。

◆第2条 主審の位置と任務◆

主審は原則として試合場内に位置する。

主審は試合の進行と勝敗の判定を司る。

主審は自分の判定が正しく記録されていることを確認する。

主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等、すべてが適正な状態であることを確認しなければならない。

青柔道衣を着用している試合者が主審の左側、白柔道衣を着用している試合者が主審の右側に位置する。

両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は例外的に安全地帯からその動作を看守してもよい。

主審は担当する試合の前に、試合場の試合終了を示す音や医師、あるいは医療担当者の位置、無線機を確認しておく必要がある。

試合場では、畳の表面が清潔で、畳の間に隙間や段差、その他の不具合が無いことを確認しなければならない。

主審は、試合者の妨げやケガの原因となる位置に、観客、カメラマン、係員などがいないことを確認すること。

主審は、試合者紹介の間、又は大会進行に遅延がある場合は、試合場の外側で待機しておく。

◆第3条 副審の位置と任務◆

副審2名は、試合場そばに配置された机に座り、主審と共に試合を裁く。副審は、三者多数決の原理に基づき、主審に無線機を通じて助言をする。

副審は、得点表示板の表示の誤りに気付いたときは、主審に知らせなければならない。

試合者が試合開始後、試合場の外側で柔道衣を着替える必要がある場合、もしくは試合者が一時的に試合場を離れなければならないと主審が認めた場合、異常がないことを確かめるために、副審1名がその試合者に帯同すること。試合者と帯同する副審が異性の場合は、審判理事によって公式に認められた試合者と同性の役員が副審に代わって、試合者に帯同する。

◆第4条 審判員の動作◆

主審

主審は次の公式合図をする。

1. 「一本」片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。
2. 「技あり」片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。
3. 「技あり、合せて一本」最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。
4. 「抑え込み」試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。
5. 「解けた」片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上体を試合者の方に曲げながら左右に速く2、3回振る。
6. 「待て」片手を肩の高さに畳とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係に向けて示す。
7. 「そのまま」上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
8. 「よし」両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
9. 「宣告（スコア、罰則）を取り消す場合」一方の手で宣告（スコア、罰則）と同じ合図を行い、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に2、3回振る。スコア、罰則を取り消す場合、発声は行わない。異なるスコア、罰則に修正する場合は、取り消しの合図の後、出来るだけ早く行う。状況が許されるのであれば、主審は両選手が見える状況で取り消しの合図を行うこと。
10. 「試合の勝者を示す場合」掌を内側に向けて、勝者の方へ、肩の高さより上に片手を挙げる。
11. 「試合者に柔道衣を直させる場合」帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。
12. 「医師を呼ぶ場合」医師に向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片腕を振る。
13. 「罰則を示す場合（指導、反則負け）」握りこぶしから人差し指を伸ばして、罰則を与える試合者を指差す。
14. 「積極的戦意に欠けること」胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与える試合者を指差す。
15. 「偽装的な攻撃」手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をす

る。

16. その他の罰則の動作 罰則を与える理由を動作で示す（18条を参照のこと）

不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、スコアを得た試合者又は罰則を与えられた当該試合者の開始位置を指さす。

試合が中断する場合、主審は試合者に開始時の位置に安座することを指示できる。この場合、手を開き、掌を上にして、開始時の位置へ合図を示す。

「技あり」の合図は、腕を胸前から、横へ動かし正しい位置で腕を伸ばす。

「技あり」の合図は、両副審にはっきりわかるように、動きながら3秒から5秒継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から眼を離さないように注意すること。

両試合者に罰則を与える場合、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指さす（左の試合者には左の人差し指で、右の試合者には右の人差し指で）。

訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示さなければならない。

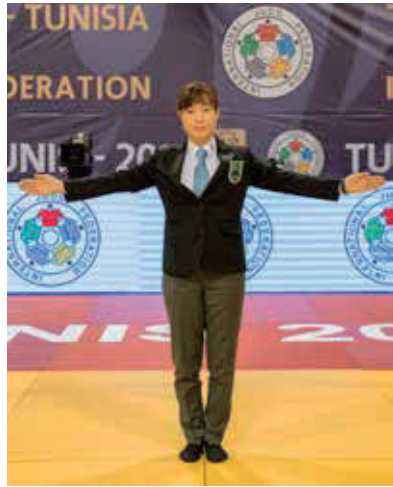
勝者を示すとき、主審は、試合開始時の位置に戻り、一歩前に出て勝者を示し、その後一歩戻ることとする。



試合場に入退場時の礼



試合前の立ち姿勢



試合者を試合場へ招き入れる



一本



技あり



技あり、合せて一本



抑え込み



解けた



待つ

そのまま⇄よし



立つことを促す



宣告の取り消し



スコア無し



始め⇨それまで



勝者宣告



指導を与える



消極的指導



偽装攻撃の指導



医師の要請



両手でブロックの指導



片手でブロックの指導



クロスグリップ、片襟の指導



自分の襟を持った組手妨害の指導



場外指導



ピストルグリップへの指導



袖の中に指を入れた場合の指導



組み合う前後に攻撃の動作を行わない指導



脚取りによる指導

◆第5条 試合の場所（場内）◆

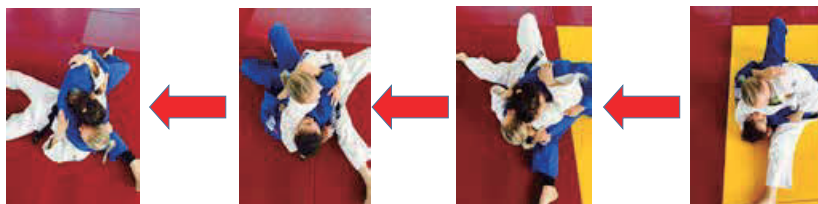
試合は、試合場内で行うものとする。

どちらかの試合者の体の一部が試合場内に入っており、試合場内で開始された全ての技は有効であり、継続される（「待て」は宣告しない）

両試合者が、ともに場外にいる状況で新たに施された、いかなる技も無効とする。

例外

- a) 一人の試合者のみが場内にいる状況で投技を掛け、技を施している中で両者が場外に出た場合、投技の動作に継続性があれば投げた場合はスコアを認める。同様に、場外にいる選手が返し技で投げた場合、投技が場内から始まり、動作が継続している場合はスコアを認める。
- b) 寝技の動作において（抑え込み、関節技、絞技による攻撃）は、試合場内で技が始まった場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。場内で関節技・絞技がはじまり、その技の効果があると認識される場合、両者が場外に出ても継続させてよい。その場合は、直ちに効果がなければならない。
- c) 場外における寝技：投技が試合場外で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。関節技と絞技は直ちに効果がなければならない。
場外で寝技（抑え込み）が施されているときに、受が返して継続性をもってそのまま前述の抑え込みの体勢になった場合その動きも技として有効とし抑え込みとする。



- d) 場外における寝技で、試合者が安全地帯の外へ出た場合、スーパーバイザーならびに審判委員と協議した後に審判員によって判断がなされる。

一旦試合が始まると、試合者は主審の許可があった場合に限って試合場の外へ出ることができる。主審の許可は非常に例外的な場合にのみ与えられる。例えば破れたり、汚れたりした柔道衣を着替える必要がある場合など。

医師の処置が必要になった場合、主審の許可を得た後、試合者は近くの場外もしくはメディカル席の近くへ移動する。選手には、審判員が帯同する。

◆第6条 試合時間◆

1. 試合時間と試合形式は、その大会のルールによって決められる。
IJFの責任の下で開催する全ての選手権大会における試合時間と試合間の休憩時間については、以下の通りとする。

シニア男子／団体戦	正味試合時間 4分
シニア女子／団体戦	正味試合時間 4分
ジュニア（21歳未満）男子・女子／団体戦	正味試合時間 4分
カデ（18歳未満）男子・女子／団体戦	正味試合時間 4分

これらの試合時間は、以下の国内におけるシニア、ジュニア、カデの公式な大会において適用されるべきである。

2. 全ての試合者は、1つの試合と次の試合の間で、10分間、休憩をとる権利を持つ。

◆第7条 「抑え込み」の時間◆

1. 評価

一本	20秒
技あり	10秒以上 20秒未満

◆第8条 試合終了の合図と同時に施された技◆

1. 試合終了の合図と同時に施された技は、評価対象とする。
2. 投技が試合終了の合図と同時に施されても、主審と副審、スーパーバイザー、審判委員が技の効果が直ちにはないと判断した場合、主審は「それまで」と宣告しなければならない。
3. 試合終了の合図が鳴った後に施された技は、主審が「それまで」と宣告していなくても、無効とする。
4. 「抑え込み」が試合終了の合図と同時に宣告された場合、又は残り時間がその「抑え込み」の完了には不足である場合には、試合時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、主審が「解けた」又は「待て」を宣告するまで延長される。
5. 「抑え込み」が継続している間、抑え込まれている「受」は関節技及び絞技を施すことができる。抑え込んでいる「取」が「参った」もしくは戦意を喪失した場合、抑え込まれている「受」の一本勝ちになる。

◆第9条 試合の開始◆

1. 主審と副審は、試合者が試合場内に上がる前に常に所定の位置についていなければならない。個人戦では、主審は両試合者の試合開始の位置を結んだ中央線から2m後方の中央に、時計係の席に向かって立つものとする。副審2名は、指定された席に座る。

団体戦では、各団体戦が始まる前に以下の通り2つのチームによって礼法がなされなければならない。

- a) 主審は、個人戦と同じ場所に位置する。主審の合図で、両チームは決められた位置から入場し、試合場の外枠に沿って体重の重い順に並ぶ。一番重い選手が審判の近くに位置し、選手は互いに向かい合う。
 - b) 両チームは、主審の指示によって礼をして試合場に入り、試合開始位置まで移動する。
 - c) 主審は、指を伸ばし、掌を前方にして腕を伸ばし、選手に上席を向くように指示をしてから「礼」と号令をかけ、両チームの全ての試合者が同時に礼をする。このとき、主審は礼をしない。
 - d) 主審は腕を前方に伸ばし、「お互いに向き合わせる」意味を込めて、掌を向かい合わせる。両チームは、再度向かい合って、主審の「礼」の号令と共に礼をする。
 - e) 礼法が終わり次第、両チームの全試合者は入場してきたときと同じ場所から退場する。試合場の外枠中央に各チームの最初の試合者が待機する。各試合で、試合者は個人戦と同じ礼法を行う。
 - f) 各団体戦の最終試合が終わった後、主審はaとbに記載されている手順で両チームに指示を出し、勝利チームを示す。礼法については、開始時と反対の順番に行われ、最初にお互いに礼をし、その後、上席に向かって礼をする。
2. 試合者は、試合場内に入るとき、出るときに、自主的に礼をしてよい。ただし、この礼は強制されるものではない。

畳に上がる時は、両試合者が試合場まで同時に歩いて入場する。

試合者は、試合が始まる前に握手をしてはいけない。

3. 試合者は、各々の側の試合場内の外枠の中央（安全地帯の上）に進み（主審の位置から見て、最初に呼ばれた試合者が右側、次に呼ばれた試合者が左側）、そこに待機する。主審の合図で、試合者はその前方のそれぞれの開始位置（開始位置のない場合は通常開始位置付近）へ進み、同時に互いの礼を行い、左足から一歩前に出る。試合が終了し、主審が勝者を示したら、試合者は同時に右足から一歩下がり互いに礼をする。

試合者が礼をしなかった場合、もしくは正しくない礼法を行った場合（腰から30度の角度で礼をしなかった全試合者が対象）、主審は試合者に正しい礼をするように指示をする。正しい礼法を実行することは非常に重要である。

4. 主審が「始め」を宣告したとき、試合は常に立ち姿勢から始めなければならない。
5. 登録されている医師は、第20条に規定されていることが発生した場合、もしくはその様な結果になった場合、主審に試合を止めるよう、要請することができる。
6. スーパーバイザーと審判委員は、訂正する必要がある過ちが起こったときのみ試合を中断し介入することができる。

もしくは審判員が下した判定に対するスーパーバイザーと審判委員の介入、もしくは変更は、例外的な事情でのみ行われる。スーパーバイザーと審判委員の介入は、以下の3つの場面で行われる。

— 誤った試合者へスコア（罰則）を与えた場合

— 「反則負け」を与える場合、もしくは反則を行った選手がさらなる処分が下される可能性がある場合

— 例外的な事情が起こった場合

コーチは抗議を行うことはできない。しかし、彼らは該当する試合の映像を確認する要望書を提出したうえで予選終了後か大会終了後に審判委員席で最終的な判断となった理由を確認することができる。

◆第10条 立技から寝技への移行 (A) 寝技から立技への移行 (B) ◆

両選手が立っている場合、もしくは以下の寝技ポジションにあてはまらない場合は立ち姿勢と判断する。

寝技ポジションは以下の通り。

両選手の両膝が畳についている場合（写真①）、（立技から動きの流れが止まった場合や、寝技で攻める意志がなく）相手と一切接触がない場合（写真②）、腹ばいになった場合、青の選手は寝姿勢とみなされる（写真③）、立ち姿勢の選手（写真：白）が組手を制御している場合、膝をついている選手（写真：青）も依然立ち姿勢の状態であるとみなし、投技の規定が適用される（写真④）。ただし、白が直ちに攻撃しなかった場合、主審は「待て」を宣告する。

膝をついている選手（写真：青）は、投げられるのを防ぐために白の脚を掴む（その他脚取りに該当する行為）ことはできない。もし、そのような行為を行った場合は「指導」が与えられる。



写真①



写真②



写真③



写真④

A1 試合者は、本条項に記載されている状況のうち、一つでも該当した場合、立技から寝技へ転じることができる。ただし、用いられた技に継続性がない場合は、主審は「待て」を宣告し、両試合者に立ち姿勢から始めるよう指示する。

A1 例外

両者が立ち姿勢の状態において関節技、絞技（関節技、絞技を駆使した投技を含め）を施すことは禁止であり、その状態からの寝技への移行のケースは許されない。（第18条参照）

A2 立技から寝技への移行が認められる状況

a) 一方の試合者が投技を施し、引き続き寝技に転じて攻める場合。

例外 取（青）は捨身技をかけた後、以下の様な体勢のときに寝技へ移行できる。



以下のような体勢において取（青）は投技を施すこともできるし、寝技（関節技、絞技、抑え込み）にも移行できる。



b) 一方の試合者が投技を施し損なって倒れた際、他方の試合者が寝技に転じて攻める場合。

c) 一方の試合者が、投技ではなくとも巧みな動作で相手を倒し、引き続き寝技に転じて攻める場合。

d) 前各号に該当しない他の何らかの理由で一方の試合者が倒れるか倒れかかった場合、他方の試合者がその体勢を利用して寝技に転じて攻める場合。

A2 例外

一方の試合者が、「第10条A2立技から寝技への移行が認められる状況」によらないで相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしないと

きは、主審は「待て」と宣告し、第18条3項)に違反した試合者に「指導」を与える。試合者の一方が、相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしたときは、寝技は継続される。

- B1 試合者は、以下の場合、寝技から立技に移行することができる。ただし、技に継続性がない場合、主審は「待て」を宣告し、立ち姿勢から試合を再開させる。
- B2 組手のあるなしにかかわらず、両選手にとって危険でない状況であり、両選手が概ね向かい合っている場合

寝技の場合、肩三角グリップを施しても良い(写真①)。

寝技において、脚で相手の体を固定し肩三角グリップを施すことは禁止行為であり「待て」が宣告される(写真②)。

立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される(写真③)。



写真①



写真②



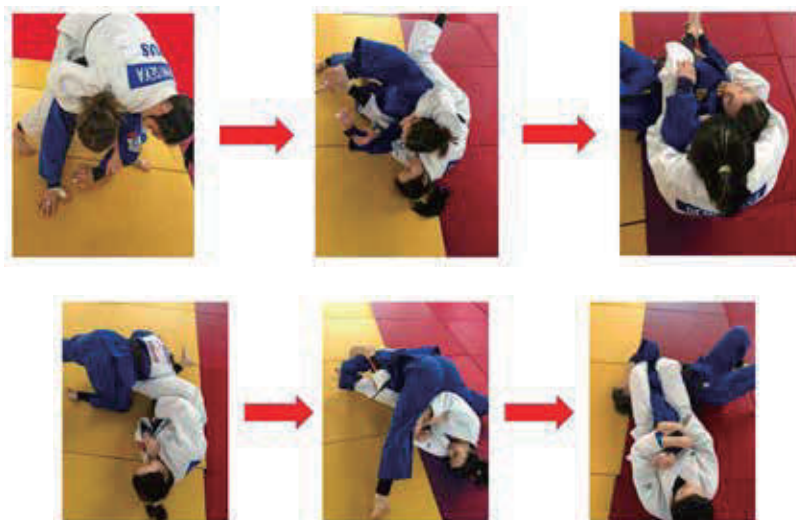
写真③

◆第11条 「待て」の適用◆

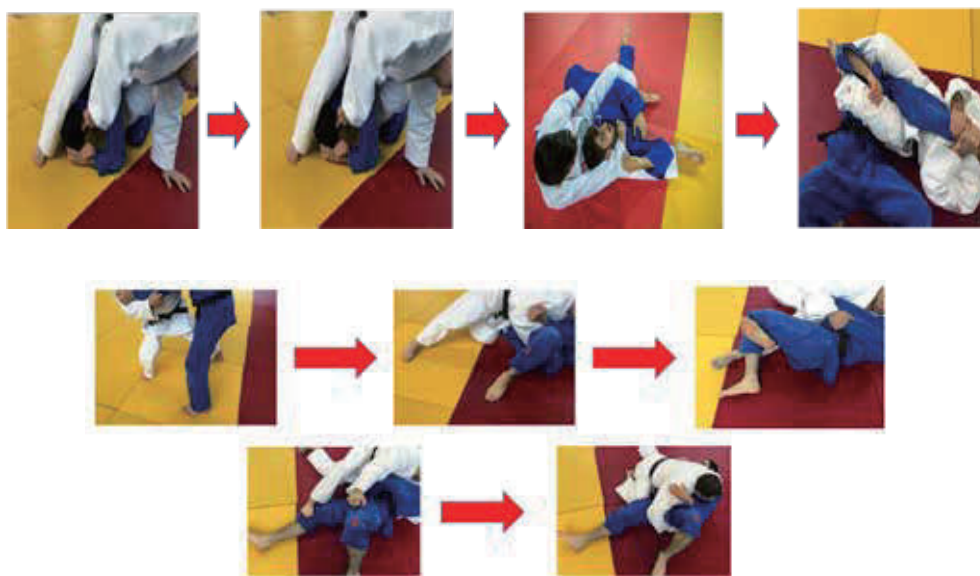
1. 本条項に記載されている状況に該当する場合、主審は、試合を一時止めるために「待て」と宣告する。主審は、試合を再開するために、「始め」と宣告する。
以下の場合、「待て」の宣告後、試合者はすばやく試合開始時の位置に戻らなければならない。
 - 主審が場外による「指導」を与える場合
 - 主審が指導3(反則負け)を与える場合
 - 主審が試合者の柔道衣の乱れを直させる場合
 - 試合者が医療的処置を必要と主審が判断した場合主審が試合者に「指導」を与えるために「待て」を宣告する場合、両試合者を開始位置に戻す必要はない。その場で、「指導」を与えることができる。(「待て」→「指導」→「始め」)
主審が「待て」を宣告したとき、試合者に「待て」の宣告が伝わらず試合が続くことのないように、主審は常に試合者を視野に入れておく必要がある。
2. 主審が「待て」を宣告する状況
 - a) 試合場内から継続性のある技が施されることなく両試合者が完全に試合場外に出たとき。

-
- b) 試合者の一方又は双方が第18条に記載されている禁止事項に該当したとき。
- c) 試合者の一方又は双方が負傷又は発病したとき。第20条に記載されている事案が発生した場合は、主審は「待て」を宣告した後、当該条項内に記載されている必要な医療行為を行うために医師を要請する。医師の要請は、試合者が医師を要請したとき又は深刻な負傷のため審判員が医師を必要と判断したときに行われる。軽微な怪我の場合、医療処置は場外で行われる。試合者は近くの場外もしくはメディカル席の近くへ移動する。選手には、審判員が帯同する。
- d) 試合者の一方又は双方に柔道衣の乱れを直させるとき。
- e) 寝技において、明らかに進展がないとき。
- f) 一方の試合者が相手に背中から絡みつかれ、うつ伏せの状態から半分立ち上がる、もしくは立ち上がり、畳から両手が離れ、相手の力によって制御されていないとき。
- g) 一方の試合者（A）が、立ち姿勢のまま、あるいは寝姿勢から立ち姿勢に移った際、畳に背をつけたもう一方の試合者（B）が片足もしくは両足を試合者（A）の身体に巻きつけている状態から試合者（A）が試合者（B）を畳から引き上げたとき。
- h) 試合者が、立技において関節技、もしくは絞技を施したとき。
- i) 一方の試合者が、暴力的な行為やレスリング技（柔道に基づかない技）を仕掛けようと動作を始めたとき、主審は直ちに「待て」を宣告し、動作を止めさせ、試合者にその行為を最後まで行わせない。
- j) 絞技、もしくは関節技において取が受の脚を伸展させたとき。
- k) その他、主審が必要と認めたとき。
3. 主審が「待て」を宣告するべきではない状況
- a) 主審は、危険と思われる状態以外で試合場外に出ようとしている試合者を止めるために、「待て」を宣告してはならない。
- b) 場内で施された技が継続性をもって続いていく中で、両試合者が場外へ出た場合。
- c) 主審は、抑込技、絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見受けられても、またその試合者が休息を要求しても、「待て」を宣告してはならない。

以下の場合、「待て」を宣告する場面ではない。



動作が試合場内から始まった場合、「待て」を宣告するべきではない。



◆第12条 「そのまま」◆

1. 「そのまま」は、寝技においてのみ適用される。
2. 主審が試合者の位置を変えずに試合を一時止めたいと思ったときは、第4条7項にある動作をしながら「そのまま」と宣告する。主審が「そのまま」と宣告したときは、試合者の位置や組み方に変化がないことに注意しなければならない。

3. 試合を再開するとき、主審は第4条8項にある動作と共に「よし」を宣告する。

◆第13条 試合の終了◆

1. 規定試合時間（4分）において、試合は「技あり」、もしくは「一本」のスコアでのみ決着がつくこととする。

（直接もしくは累計による）「反則負け」を除き、「指導」（1回目、2回目）の違いだけでは勝者を決定しない。「指導」は、相手のスコアとはならない。主審は、本条項に記載されている状況となったとき、「それまで」と宣告し、試合を終了させる。「それまで」と宣告したとき、主審は、試合者がその宣告に気付かずに試合を続けることのないよう、常に試合者を視野に入れておく。主審は、必要に応じて、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

主審が第4条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり、礼をした後、試合場横の定められた安全地帯から退場する。試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。試合場内では柔道衣を脱ぐ、あるいは帯を解いてはならない。

2名の副審は、主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、主審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。副審が訂正をしなかった場合は、スーパーバイザー、もしくは審判委員が介入し、誤りを正さなければならない。主審と副審による三者多数決によって判断され、スーパーバイザーと審判委員によって合意を受けた全ての動作や判定は最終的なものであり抗議は許されない。

2. 「それまで」を宣告する状況

- a) 試合者の一方が、「一本」又は「技あり、合せて一本」をとったとき。（第14条、第16条参照）
- b) 「棄権勝ち」のとき。（第19条参照）
- c) 「反則負け」のとき。（第18条参照）
- d) 試合者の一方が負傷のため試合を続行できないとき。（第20条参照）
- e) 試合時間が終了したとき。
- f) ゴールデンスコアにおいて投技により「技あり」を獲得した場合。
- g) ゴールデンスコアにおいて抑え込みで、10秒以上20未満経過して解け「技あり」の場合。

3. 主審は以下の内容に基づいて、試合結果を示すものとする。

- a) 試合者の一方が「一本」又は同等のものをとったとき、勝者を示す。
- b) 規定の試合時間が終了した時点でスコアが無かった場合、又はスコア（技あり）が同じである場合、「指導」の有無に関わらずゴールデンスコア方式の延長戦によって決定される。

4. ゴールデンスコア方式による延長戦

個人戦、団体戦において、試合時間が終了したときに、本条3項b) の状況であった場合、主審は「それまで」を宣告し、試合を一時的に終了させ、試合者は開始位置に戻る。

主審は、試合を再開するにあたり「はじめ」を宣告する。元の試合の終了と延長戦（ゴールデンスコア）の開始の間に、休憩時間はないものとする。

ゴールデンスコアは時間無制限とし、ゴールデンスコア突入前に与えられたスコアならびに「指導」は、ゴールデンスコアに持ち越され、引き続きスコアボードに表示される。

ゴールデンスコアにおいては、スコア（「技あり」か「一本」）又は「反則負け」（直接的又は「指導」の累積3回による）によってのみ勝負が決まる。延長戦（ゴールデンスコア方式）において直接的「反則負け」が与えられた場合も、通常の試合における「反則負け」と同様の扱いとなる。

その場合、主審は「それまで」を宣告する。

ゴールデンスコアにおける抑え込みは「一本（20秒）」まで継続することが認められる。一方の選手が抑込技を施し「抑え込み」が宣告された際、「解けた」、「待て」、もしくはどちらかの選手が施した絞技・関節技の効果が即座に現れた場合を除き、審判は可能な限り長く（選手が一本を獲得する機会を与えるために）抑え込みを継続させることとする。「技あり」の時点で抑え込みが解けた場合、その時点で試合が終了し、勝者が決定する。

5. 延長戦（ゴールデンスコア方式）の特別な状況

- a) 一方の試合者が延長戦（ゴールデンスコア方式）を行うことに同意し、他方の試合者が辞退する場合、延長戦に同意した試合者が「棄権勝ち」となる。
- b) 通常の試合時間内で同時「一本」となった場合、その試合の勝敗は延長戦（ゴールデンスコア方式）によって決定される。延長戦中に同時「一本」となった場合、主審は「待て」を宣告し、それらの技を評価せずに試合を継続させる。
- c) 両試合者が同時に直接的「反則負け」を受けた場合には、審判委員によって対応が決定される。

6. ケアシステム

ケアシステムは、本条項に定められている場面において、その試合場を担当しているスーパーバイザー、審判委員が利用し、審判員に指示を出すために使用される。試合における全てのルール、ならびに最終決定の責任者はスーパーバイザーである。

特別な状況が起こったときは、スーパーバイザー及び審判委員によって最終判断がなされる。

特別な状況になった場合、スーパーバイザーは、審判員が三者多数決の原則に従って判断を行うように介入しなければならない。介入は、躊躇することなく、

また時間をかけることなく直ちに行うこと。

状況が明確でなく、意見が一致しない場合は介入しない（「はじめ」を宣告する）

以下の状況における試合場での決定を補助するため、ケアシステムを使用して確認する義務が生じる。

- a) 延長戦を含む全ての試合時間において、試合を決定づけるような判定が下された場合。
 - b) 返し技が施され、どちらの試合者が最終的な技を施しているかを判断することが困難な場合。
 - ・ 返し技において、取（返し技をかける側）が畳に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。
 - ・ スコアに値する場合は、スコアを宣告する。
 - ・ どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
 - ・ 着地後のいかなる行為も寝技とみなす。
- スーパーバイザーや審判委員以外がケアシステムの使用すること、もしくは使用を要請することは許されない。

◆第14条 「一本」◆

立技の評価ポイント

「一本」を与える4つの基準は、スピード、力強さ、背中が着く、着地の終わりまでしっかりとコントロールしていること、である。

1. 技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い^{*}を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。

（※ “ikioi” = 力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。
“hazumi” = 技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”という。）

ローリングに関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がり背中を着いた場合、「一本」とする（他の基準を満たす場合）。



2. 故意にブリッジの体勢で着地した全ての動作は「一本」とする。
投げられた試合者が、故意に「ブリッジ（頭と片足もしくは両足が畳についている状態）」をしようとした場合、全て「一本」とする。



これは、試合者の安全を考慮したもので、これにより試合者は相手の技から頸椎を危険にさらすような逃げ方をしなくなる。また、「ブリッジ」を試みた状態（体がアーチ状になる）も、「ブリッジ」とみなす。
受の体全体（頭、脚を含む）が畳に触れることなく、取の体の上に着地した場合はスコアも罰則も与えない。

寝技の評価ポイント

- 試合者の一方が、相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告の後、20秒間逃げることができなかったとき。
 - 通常、抑込技、絞技、関節技の結果として、試合者が手又は足で2度以上叩くか、又は「参った」と言ったとき。
 - 試合者の一方が、絞技あるいは関節技によって、戦意を喪失したとき。
3. 試合者の一方が「反則負け」となったときは、他方の試合者が「一本」と同等の勝者となる。

特別な状況

- 試合者双方が、同時に攻撃をした後、畳に倒れ、主審、両副審ともにどちらの技が優位か判断できないときは、何の評価も与えない。
- 双方の試合者が同時に「一本」を取った場合は、主審は第13条5項b)に沿って対応する。

◆第15条 「技あり」◆

立技の評価ポイント

主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「技あり」と宣告する。

- 「一本」の4つの評価基準の1つでも満たしていない場合、「技あり」が与えられる。

以下の着地の場合は「技あり」を与える。



- ・若い選手に悪い例を与えないために、投げられる際に両肘又は両手、または肘と手をつき着地した場合「技あり」が与えられる。



- ・着地が片肘のみの場合は、スコアは与えない。
- ・上半身の体側が接地した場合は「技あり」を与える。
- ・片肘、尻もち、または膝をついて着地し、継続的な流れで直ちに背中を着いた場合、「技あり」が与えられる。
- ・「技あり」2つで「一本」（技あり、合せて一本）とし、試合は終了する（第16条）。
- ・着地してから動作が一時中断し、その後ローリングした場合、「技あり」を与えることができる。受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように受の体側や腰が転がった場合、技有とする（他の基準を満たす場合）。



以下の着地の場合は「技あり」ではない。



寝技の評価ポイント

試合者の一方が相手を抑え込んだ時間が、10秒以上20秒未満のとき。

◆第16条 「技あり、合せて一本」◆

試合者の一方が、1つの試合で2回目の「技あり」を取ったとき、主審は、「技あり、合せて一本」と宣告する。

◆第17条 「抑え込み」◆

主審は、抑え込み時間が20秒に達した場合は「一本」を宣告し、10秒以上20秒未満の場合は「技あり」を宣告する。

主審は、試合者が、相手をあらゆる方向（横側、頭上、身体の上）から畳に背中全て、もしくは上半身の背中上部（肩甲骨部分）が完全についている状態で制していると判断した際に「抑え込み」を宣告する。抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚又は身体を制せられていない。

抑え込んでいる試合者の身体は相手の身体に覆いかぶさり、「袈裟」、「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」、「上四方固」あるいは「裏固」、「三角固」のような形で相手の上半身に圧力をかけなければならない。

試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制していて、他の抑え込みに変化しても、完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、「解けた」又は「待て」の宣告があるまで継続しているものとする。

「抑え込み」が施されているとき、抑え込んでいる試合者が罰則（指導）に値する禁止事項を犯した場合：

抑え込み時間が10秒未満の場合：主審は「待て」と宣告し、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、罰則を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。

抑え込み時間が10秒以上20秒未満の場合：主審は「待て」と宣告し、抑え込んでいた選手に罰則の「指導」とスコア（技あり）を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。但し、与えられる罰則が「反則負け」のときは、主審は「そのまま」の宣告の後、副審と合議し、「待て」を宣告する。その後、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、「反則負け」を宣告する。そして「それまで」の宣告で試合を終了する。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯した時、主審は「そのまま」と宣告し、その罰則を与える。その後、双方の試合者に触れて「よし」と宣告し、試合を再開する。

状況が許されるのであれば、取の動きを妨害しないため、主審は「そのまま」を宣告して試合を中断することなく受を指さし、直接罰則を与えることができる。

但し、与えられる罰則が「反則負け」のときは、主審は「そのまま」の宣告の後、

副審と合議し、「待て」を宣告する。その後、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、「反則負け」を宣告する。そして「それまで」の宣告で試合を終了する。

両副審が「抑え込み」に入っているとみなしたが、主審が「抑え込み」を宣告していないとき、両副審は「抑え込み」の意思表示をする。主審は三者多数決の原則に従って「抑え込み」を直ちに宣告しなければならない。

「抑え込み」中に、抑え込まれている試合者が、相手の脚をその上からでも下からでも挟むことができた場合、「解けた」が宣告されなければならない。



以下の状況は、「抑え込み」の状況であるため、主審は「解けた」を宣告してはいけない。

抑え込まれている試合者の背中が畳についていない状態になっても（例えば、「ブリッジ」）、抑え込んでいる試合者が制しているときは、「抑え込み」は継続しているとみなす。

場外で抑え込みが解けた場合、主審は「解けた、待て」と宣告する。

以下の状態は、抑え込みと認めない。



◆第18条 禁止事項と罰則◆

禁止事項は「軽微な」違反（指導）と「重大な」違反（反則負け）に分類される。

軽微な違反：「指導」の罰則が与えられる。

重大な違反：直接的「反則負け」の罰則が与えられる。

主審が、試合者に対して罰則を与える場合（寝技において「そのまま」を宣告する場合を除き）、「待て」を宣告し、試合を一時的に中断させる。その後、違反行為に対する適切な動作を行い、違反行為を行った選手を指さし罰則を与える。

試合の中で、2回の「指導」が与えられた後、3回目は「反則負け」となる。「指導」は、相手のポイントに反映されない。スコアのみが得点表示板のスコアの部分に記載される。

「指導」は、「指導」が与えられる行為を行った試合者にその場で与えられる。双方の試合者は、試合開始時の位置には戻らない。（「待て」→「指導」→「始め」）。ただし、場外に出たことによる「指導」を与える場合は試合開始時の位置に戻ることにする。

失格（反則負け）になるいくつかの可能性がある。「反則負け」を受けた選手は、場合によっては、その後の試合に出場できない。

いくつかの行為は「反則負け」が与えられる可能性がある。「反則負け」を受けた選手は、場合によっては、その後の試合に出場できない。

3回目の「指導」を与えられて「反則負け」となった選手は、その後の試合に出場することができる。

ダイビング、ヘッドディフェンスによる、直接的「反則負け」を受けた場合、その選手はその後の試合に出場することができる。

柔道精神に反する行為による直接的「反則負け」（第18条参照）を受けた場合、その選手はその後の一連の試合に出場できない。この場合、主審と副審は大会運営者にその旨を報告しなければならない。

「反則負け」（累積、もしくは直接的）を除き、罰則で勝者が決定することはない。

両者が同時に指導3による「反則負け」を受けた場合、「両者反則負け」として（通常の試合時間であっても延長戦であっても）、両者とも敗者となり大会記録は0—0となる。その場合の結果は、以下の通りである。

決勝戦 両者ともに2位

3位決定戦 両者ともに5位

準決勝戦 両者ともに5位

準々決勝・敗者復活最終戦 両者ともに7位

予選（準々決勝戦までの試合）両者ともに敗者とし、個人戦の場合はそれにて終了となるが、個人戦後に団体戦が行われる場合（世界選手権、オリンピックなど）は出場することができる。それまでの勝利に関連するランキングポイントは与えられる。

ラウンドロビン（リーグ戦）の場合

両選手に同時に指導3が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0—0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することができる。

団体戦の場合

両選手に同時に指導3が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0—0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することができる。

直接的「反則負け」による両者「反則負け」の場合

直接的「反則負け」が両者に与えられた場合、（通常の試合時間であっても延長戦であっても）、審判委員会が対応を決定する。

主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

試合時間中に行われた禁止事項に対して、又は特別な状況において、試合終了の合図の後のに行われた重大な違反行為に対し、「それまで」の宣告後でも罰則を与えることができる。

審判員は、柔道に最善の利益をもたらすべく、選手が故意に行った行為や状況に対して罰則を与える権限を持つ。

主審が、試合者に対して罰則を与える場合（「そのまま」を宣告する場合を除き）、「待て」を宣告し、試合を一時的に中断させ罰則を与える。第11条にあたる場合は、選手を開始場所に戻したうえで、違反行為に対する適切な動作を行い、違反行為を行った選手を指さし罰則を与える。

「反則負け」を与える前に、主審は副審と合議し、三者多数決の原則に従って決定を下さなければならない。両試合者が同時に反則を犯した場合は、両者各々の違反の重さに応じて罰則が与えられる。

両試合者が指導2を受けており、その後、両者に指導が与えられる場合は両者ともに「反則負け」が宣告される。

寝技における罰則は、第17条に記載されている方法で与えられるものとする。

試合者が違反行為を行い「指導」が与えられる場面で、その後、相手がスコアを獲得した場合は、罰則とスコアの双方が与えられる。

仮に、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、白の選手が「技あり」相当の技で投げた場合、青の選手に「指導」、白の選手に「技あり」が与えられる。

指導

「指導」は軽微な違反を犯した試合者に与えられる。

1. 戦う精神に反して消極的な姿勢の試合者には指導が与えられる。

（立技において組んだ後に、極端な防御姿勢をとる、消極的な態度である、攻撃の意思がないなど）

2. 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意思のない攻撃を行う。（偽装的攻撃）

偽装攻撃には指導が与えられる。偽装攻撃の定義とは以下の通りである。

- ・取が投げる意思のない技を施す。
- ・取が、組んでない状態で技を施す。もしくは技を施してすぐに手を離す。
- ・取が、受のバランスを崩すことなく、一つの技、もしくは技を繰り返し施す。
- ・取が、攻撃されるのを防ぐために、受の脚の間に自分の脚をいれる。

3. 試合者の一方が第10条によらず、相手を寝技に引き込み、相手が寝技を続けよう

としないとき、主審は「待て」と宣告し、第10条を犯した試合者に「指導」を与える。

4. 立ち姿勢において、組み合う前後に攻撃の動作を行わないとき。標準的な組み手から攻撃を行うまでの時間は、積極性と進展が認められる限り45秒まで認める。主審は早急に組み合わない、もしくは相手に組ませようとしない試合者には厳しく罰則を与える。
5. 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかける。「顔面」とは、額、耳、あごの線から前の範囲を意味する。
6. 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出す。（第5条「例外」参照）
片足が試合場の外にあり、直ちに技を施さない場合、もしくは試合場内に直ちに戻らない場合は、「指導」が与えられる。両足が場外に出た場合は「指導」とする。



相手によって、押されて試合場の外に出た場合は、相手の試合者に「指導」が与えられる。（試合者が試合場を出る際に、場内から技を施している場合、「指導」は与えない）

7. 片手、もしくは両手で相手を強制的に押さえつけて腰が曲がった状態にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしているとみなし「指導」が与えられる。



8. 相手に攻撃させないことを目的に故意に組み合わない。

「標準的」組み方とは、左手で相手の柔道衣の右側部より、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を、右手で相手の柔道衣の左側部より、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を握ることである。いずれにおいても帯より上を握ること。

「クロスグリップ」をしている試合者は、直ちに攻撃をしなければならない。攻

撃を行わない場合、主審は「指導」を与える。「クロスグリップ」とは、両手もしくは片手で相手の肩もしくは腕越しに背中を持つ行為である。「クロスグリップ」の場合でも帯より下を握ることは許されない。

「クロスグリップ」の時には直ちに攻撃しなければならない。帯を握った場合、片襟の場合も同じである。

組んでいる腕の下から相手が頭を故意に抜くことによって「標準的」でない組み方となった場合は、首を抜いた試合者が直ちに攻撃を施さない場合「指導」が与えられる。

直ちに投技を施すことなく相手の両脚の間に片脚を引っ掛けることは「標準的」組み方であるとはみなされない。したがって直ちに攻撃をしない場合は「指導」が与えられる。

9. 標準的でない組み方（クロスグリップ、片襟、帯を掴む、ポケットグリップ、ピストルグリップ）で直ちに攻撃をしない。（標準的でない組み方については、以下の画像を参照にすること）





10. 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続ける。及び捻り絞って握る。
11. 立ち姿勢において、攻撃されることを避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わす姿勢を続ける。もしくは、組み手や攻撃を避ける目的だけのために相手の手首もしくは腕を持つ。
12. 相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れる。
13. 組み手を切るために、相手の指を逆にとる。
14. 組み手を両手で切る。（主審は違反行為が明確な場合のみ指導を与える。明確でない場合は与えない）



15. 膝や脚を使って組手を切る。



16. 相手に組ませないために自分の襟を覆う。



17. 相手の腕や手を叩いて組手を切る。



18. 相手の手をブロックする。



19. 故意に自身の柔道衣（裾部分）を帯から出す。及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりする。柔道衣や帯を直すのを故意に長引かせる。



20. 立ち姿勢において、脚を掴む行為、下穿きを掴む行為、手や腕を使って相手の脚をブロックもしくは押す行為。立ち姿勢の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合は脚を掴んでもよい。



※ダブルポイントについては、26. ベアハグを参照

【柔道衣を持っていなければ罰則にならない】

これらは有効なアクションであり、「指導」は与えられない。



立ち姿勢の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合に限り脚を掴んでもよい。

受が寝技のポジションなので、立ち姿勢の取は関節技や絞技を施すことができる。



21. 帯の端や上衣の裾を、相手の身体に巻きつける。「巻きつける」という動作は、帯又は上衣が完全に1周していることを意味する。しかし（巻きつけることなく）相手の腕を固定するために握りのつなぎ止めとして帯や上衣を使うことは、反則としない。
22. 柔道衣を口にくわえる（自分のものでも相手のものでも）。
23. 相手の帯、もしくは襟に足や脚を掛ける。
24. 自分や相手の帯、上衣の裾を使った絞技、あるいは直接指で絞技を施す。



25. 相手の脚を過度に伸展して施す絞技・関節技は禁止とする。これらの行為が見られた場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。



取が絞技を施しながら、受の脚を過度に伸展する状況においては、特に注意深く判定が行われる。主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。

26. 投げるために相手に抱きつく行為（ベアハグ）

ベアハグを行う場合は、攻撃する選手が少なくとも片方の組み手を持っていないなければならない。



両手同時に（ベアハグの体勢に）組むことは認めない。組み合うことを避けるために柔道衣にもしくは相手の腕に触れただけでは組んでいるとはみなさない。しっかり柔道衣を握っていること。

ベアハグ（ダブルポイント）

青の選手がベアハグをした後に、もしくは青の選手が脚取りを行った後、白が青の選手を投げて「技あり」を獲得した場合、スコア（白に「技あり」）に加えて罰則（青への「指導」）が与えられる。

ベアハグとして有効な握り方



27. 相手の胴（胴絞）、頸、頭を脚で挟んで絞める（両足を交差し、両脚を伸ばして）。
28. 攻撃の意思なく相手の脚を蹴る行為。
29. 両者が立ち姿勢の状態で関節技、絞技を施した場合、「待て」を宣告し「指導」を与える。その行為が非常に危険であった場合、相手に危害を与えるような場合は「反則負け」が与えられる。



30. 脚を巻きつける行為は、直ちに攻撃しない場合「指導」が与えられる。



反則負け（重大な違反）

「反則負け」は、重大な違反を犯した試合者、もしくは「指導」を2回与えられている試合者がさらに軽微な違反を犯したときに与えられる。

以下が原因で直接的「反則負け」を与えられた選手は、その試合は敗退となるがその後に試合があった場合は出場することができる。

1. 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突っ込む。または立ち姿勢で技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
2. ヘッドディフェンス：柔道において重大な事故を防ぐために、受が（相手の投技に対して）背中から着地することやスコアを取られることを防ぐ為、頭や首、脊椎などに危害が及ぶ危険性があるにもかかわらず故意に頭部を使用する動作。



取が投技で相手を投げようと試みた状況、例えば、背負落（注：背負投、一本背負投の形で直下に投げ落とす技）、相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰、相手の両襟を掴んだまま施される腰車など、受が故意ではなくヘッドディフェンスの形になった場合は特に注意深く判定が行われる。上記は例であり、別の投技でも起こりうる。このような場合は、取にも受にも罰則は与えない。

以下が原因で直接的「反則負け」を与えられた選手は、失格となり、それ以降の試合に出場することができない。

1) 河津掛を試みる。

投げの動きの中で、投げている試合者が身体をひねったり回転したりしても「河津掛」とみなされ、罰則が与えられる。

足又は脚を相手の脚にからんでの大外刈、大内刈、内股のような技は認められ、スコアが与えられる。



2) 肘関節以外の関節をとる。

払腰、内股等のような投技を試みるときに、片手で相手の襟を握り、腕挫腋固のようにして（相手の手首が投げる者の腋の下に固定されている状態）、うつ伏せに倒れこむことは、負傷の可能性があるため、罰則が与えられるべきであ

る。相手をきれいに仰向けに投げようと意図しない動作は危険であり、「腕挫腋固」と同様に扱う。

- 3) 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れる。(上記の2項を参照)
- 4) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈る。
- 5) 特に頸や脊椎・脊髄など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする。
- 6) 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れる。
- 7) 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とす。
- 8) 主審の指示に従わない。
- 9) 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行う。
- 10) 硬い物質又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。
- 11) 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなるときにでも直接的な「反則負け」が与えられる。
- 12) 蟹挟みを施すこと。

試合者が「指導」を3回繰り返したとき、主審は副審と合議した上で、その試合者に「反則負け」を宣告する。3回目の「指導」は、「指導」ではなく「反則負け」と宣告され、試合は第13条によって終了する。

◆第19条 「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」◆

「不戦勝ち」は、一方の試合者が試合場に現れない場合に、「30秒ルール」を適用した後、もう一方の試合者に与えられる。

試合放棄：一方の試合者が時間通りに準備を整えているが、もう一方の試合者が現れていないことをスーパーバイザーと審判委員が確認した場合、スーパーバイザーと審判委員は大会放送係に、その場にいない試合者の最終呼び出しを行うよう要請する。

その後、審判員は、準備ができていない試合者を試合場の端で待機させる。タイマーで30秒のカウントダウンを始め、30秒経過後、対戦相手が試合場にいない場合「不戦勝ち」となる。その場合、審判員は準備ができていない試合者を試合場に招き入れ、勝者であることを示す。

試合を放棄した試合者は、スーパーバイザーと審判委員が、ある一定の条件を満たしていると認めた場合、敗者復活戦に参加することができる。

主審は「不戦勝ち」を与える前に、スーパーバイザーと審判委員によってそれを

行ってよいと認められていることを確認しなければならない。

試合中、いかなる理由であっても試合者が棄権したときは、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

(SOR9条5項 Entry to Field of Playに記載されている) 衛生、髪型、ヘッドカバーについて、規定に従わない選手は、もしくは試合をする権利を放棄した選手がいた場合、三者多数決の原理により相手選手に対して試合が始まっていなければ「不戦勝ち」、試合が始まっていれば「棄権勝ち」が与えられる。

「ソフトコンタクトレンズ」

試合者の一方が、試合中にコンタクトレンズを落とし、直ちにそれを装着することができない場合、その試合者がコンタクトレンズなしで試合を続けることができないことを主審に伝えたときは、主審は副審ならびにスーパーバイザーと審判委員と合議の上、もう一方の試合者に「棄権勝ち」による勝利を与えるものとする。

◆第20条 負傷、疾病、事故◆

試合者の一方が試合中に負傷、疾病、事故のため、試合続行不可能となった場合、主審は次の各項に基づき、副審と合議の上、決定する。

a) 負傷

- 1) 負傷の原因が、負傷した試合者自身の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。
- 2) 負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められるときは、負傷させた試合者が負けとなる。
- 3) 負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者が負けとなる。

試合中、一方の選手（白）が相手（青）の行為により怪我をして、白の選手が試合を継続できない場合、審判はその行為を分析し、規定に沿って判断を下す。各事案によってそれぞれ分析し判断を下すこと。

b) 疾病

試合者の一方が、試合中に発病し、試合続行が不可能となった場合、原則として当該試合者を負けとする。

c) 事故

外的要因（不可抗力）によって起きた事故の場合、主審はスーパーバイザーと審判委員との合議の後、当該試合を中止又は延期とする。「不可抗力」の事態においては、スポーツ理事、スポーツ委員会あるいはスーパーバイザーと審判委員が、最終判断をする。

医師の診察

- a) 試合者が頭部もしくは背部（脊柱）に強烈な衝撃を受けたとき、又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は医師を呼ぶこと。いずれの場合においても、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審に試合を続行できるか否かを告げる。

原則として試合者1名に対し、1人の医師が試合場上がる事が認められる。医師に補助が必要な場合には、医師は先ず主審にその旨を報告しなければならない。

コーチが試合場上がる事は絶対に許されない。

主審は、負傷した試合者のそばで、医師による行為が規定どおりのものであるか確認をする。

ただし、何らかの決定のために意見を述べる必要がある場合には、主審は副審と協議することができる。

医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審は副審と合議の上、試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

- b) 試合者は主審に医師を呼ぶことを要請できる。ただしこの時点で試合終了とし、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。
- c) 医師は、担当する試合者に対処するため、試合への介入を要請できる。ただし、この場合、その試合は終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

主審と副審が試合続行不可能と判断したときはいかなる場合でも、スーパーバイザーと審判委員と協議のうえ、主審は試合を終了し、規定に則って結果を示さなければならない。

出血を伴う負傷

出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる。出血があった場合、安全面の見地から、主審は医師を呼ぶ。可能であれば、止血は場外で行い、審判員が帯同すること。

出血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で、試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

軽微な負傷

軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

大会組織委員会の手配した医師、もしくはチーム帯同医師は、審判員の要請により診察することができる。

大会組織委員会の手配した医師、もしくはチーム帯同医師は、選手の健康に危害を及ぼすような深刻な状況（例：頭からの危険な着地や絞技による気絶など）が起こった場合、自身の要請により試合場にかかる権利を有する。

この例外的な要請を正当なものとして扱うために、医師は試合場の傍に立ち、胸の高さで両手を交差させ審判員に緊急の診察を行いたい旨を通知する。審判員は、試合を中断し、医師が畳にあがることを許可しなければならない。

以下の3つの場合が起こりうる

- ・ チーム帯同医師もしくは大会組織委員会が手配した医師が、健康面で危険性があるためその選手が試合を継続できないと判断した場合、相手選手が「棄権勝ち」となる。
- ・ チーム帯同医師もしくは大会組織委員会が手配した医師が、健康面で問題がなく試合を継続できると判断した場合、審判委員会が同意した場合は、試合を継続させる。
- ・ スーパーバイザーと審判委員により、チーム帯同医師による介入が適切ではないと判断された場合、メディカル委員会が試合を継続するかの最終的な判断を行ったうえで公式報告書を作成する。

医療援助行為

以下の場合、医師処置は場外のメディカルテーブルの近くで行われ、怪我をした選手には審判員が必ず帯同すること。

a) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。

医師は急所の負傷を調整するのを手伝うことができる。

b) 出血を伴う負傷の場合

安全面の見地から、出血がある場合には、必ず医師が粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などを用いて処置し、完全に出血箇所を覆わなければならない（血液凝固剤や止血剤の使用が認められる）。

医師が呼ばれたときは、できるだけ短時間に済まされなければならない。

(注)：上記の状況以外で、医師が試合者に何らかの処置を施したときは、その試合者の相手が「棄権勝ち」となる。

嘔吐

試合者が嘔吐した場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。(b)「疾病」参照
スポーツ理事、スポーツ委員会又は審判委員によって下される他の何らかの処分を除き、故意に相手の試合者を負傷させた場合、負傷させた試合者は、直接的「反則負け」となる。

医師が、試合者の身体が極めて危険であると明らかに認めた場合（特に絞技）、医師は試合場のそばに行き、直ちに試合を中止するよう審判員に要求することができる。審判員は、医師が必要とする援助を全て行わなければならない。この場合、当該試合者は負けとなる。この措置は非常時のみの対応とする。

カデの大会で、絞技により意識を失った試合者は、その後の試合に出場することはできない。

IJFの選手権大会においては、正式なチームドクターは医師免許所持者のみとし、大会に先立って登録されていなければならない。この医師だけが所定の位置に座ることが許され、判別しやすい格好をしなければならない（例えば、赤十字の腕章やベストの着用など）。

チームドクターを帯同させた場合、各国家連盟はチームドクターの活動に関する全責任を負わなければならない。

医師は、あらゆる規定の改正や解釈について知っていなければならない。

試合場において、怪我をした選手への診察が長引く場合、主審は相手選手に対して勝利を示し、その選手は試合場を去る。主審は、怪我をした選手が試合場から場外に運び出されるまで、試合場に残り診察もしくは緊急操作の様子を見ておくこと。必要があれば、メディカルチームが怪我をした選手を観衆の視線から遮らす対処を行う。主審は、最後に試合場を去ること。

怪我をした選手の診察が安全地帯で行われている場合、スポーツ理事は影響がある他の試合場の試合を安全が確認できるまで中断することができる。

◆第21条 規定に定められていない事態◆

本規定に定められていない事態が生じた場合は、審判委員会、スーパーバイザー、審判委員と合議の上で審判員が下した決定により処理される。

国内における「少年大会特別規定」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規定に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第18条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1、2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
2. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
3. 両袖を持って投げ技を施すこと。

第18条（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬時的（1、2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継

続を認める。

2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。〕関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 〔関節技及び絞技を用いること。〕関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
 - ②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。
(注)小学生以下は、絞技についても同様とする。
4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。
5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係
「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け（重大な違反）

2. 〔「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。〕関係
例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。
3. 〔両袖を持って投げ技を施すこと。〕関係
相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。
但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合を含まない。

第17条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは

「待て」とする。

2、置き換えるもの

第14条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

3. 本規定の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、常務理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正 平成27年6月1日より施行する。

平成27年11月30日 申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

平成30年3月1日 改正 平成30年4月1日より施行する。

監修者一覧

【全日本柔道連盟審判委員会】

委員長 大迫 明伸
副委員長 高橋 進 天野安喜子 鯨井 甫
委員 高橋 健司 中右 次泰 中西 英敏
山本 良 岡田 保彦 武田 淳子
特別委員 小志田憲一 川口 孝夫 細川 伸二
西田 孝宏 山田 利彦

(順不同)

2015年3月31日 初版第一刷発行

2018年8月27日 第二版第一刷発行

公益財団法人 **全日本柔道連盟**

〒112-0003

東京都文京区春日1丁目16番地30号

TEL 03-3818-4199

FAX 03-3812-3995

印刷所 東京広告株式会社

